

# 性別を理由としてする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則

(平成11年10月7日制定)

**改** 平成14年1月15日改正 平成16年9月7日全部改正  
**正** 平成21年9月7日改正 平成25年2月12日改正

## (目的)

第1条 この規則は、性別を理由としてする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント（以下「性別を理由としてする差別的取扱い等」という。）が日本国憲法に規定する両性の本質的平等にもとり、基本的人権を侵害する行為であることにかんがみ、東京弁護士会（以下「本会」という。）の弁護士会員及び外国特別会員（以下「会員」という。）又は職員等本会に勤務する者（以下「勤務者」という。）による性別を理由としてする差別的取扱い等を防止し、もって、本会内の良好な職場環境並びに本会及び会員の品位と信用を維持確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規定において、「性別を理由としてする差別的取扱い」とは、生物学的又は社会的な性差を理由としてする差別的取扱い（差別的言動を含む。）をいう。

2 この規則において、「セクシュアル・ハラスメント」とは、他人に不快感を感じさせる性的な言動をいい、「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動を含む。

## (性別を理由としてする差別的取扱い等の禁止)

第3条 会員又は勤務者は、会員の事務所における活動、本会、日本弁護士連合会、弁護士会及び弁護士会連合会における会務活動その他の職務に関する一切の活動において、性別を理由としてする差別的取扱い等を行ってはならない。

## (不利益取扱いの禁止)

第4条 第7条に定める苦情相談をすることができる者は、性別を理由としてする差別的取扱い等を拒否、抗議、第7条に定める苦情相談その他の正当な対応をしたことにより、賃金や任用の取扱いその他についていかなる不利益も受けない。苦情の調査に協力した者についても同様とする。

## (会長、管理職の役割)

第5条 会長は、会員又は勤務者による性別を理由としてする差別的取扱い等の発生を防止するため、会員及び勤務者が認識すべき事項等に

関する指針を作成し、これを会員及び勤務者に周知させるよう努めなければならない。

2 会長及び東京弁護士会事務局管理職に関する規則に定める管理職(以下「管理職」という。)は、勤務者を指導して勤務者による性別を理由とする差別的取扱い等を未然に防止しなければならない。

3 会長は、司法修習委員会、法律相談センター運営委員会及び刑事弁護委員会の委員等を指導して、会員による性別を理由とする差別的取扱い等を未然に防止しなければならない。

4 会長は、性別を理由とする差別的取扱い等に起因する問題の迅速な処理にあたるものとする。

(研修)

第6条 会長は、会員に対する新規登録弁護士研修及び倫理研修を実施する際に、性別を理由とする差別的取扱い等の防止に関する事項を含めるものとする。

2 会長は、勤務者に対する研修を実施する際に、勤務者に対し、性別を理由とする差別的取扱い等の防止に関する研修を受けることを義務付けるものとする。

3 各年度の会長、副会長及び初任の管理職は、就任に際し、性別を理由とする差別的取扱い等の防止に関する研修を受けるものとする。

(苦情相談)

第7条 会員又は勤務者から、第3条に規定する活動において性別を理由とする差別的な取扱い等を受けた者は、次条に定める相談員に対して苦情等の相談をすることができる。

2 相談員への相談は、本会の性別を理由とする差別的取扱い等苦情相談制度(以下「苦情相談制度」という。)担当管理職に申し出ることにより、受け付ける。

3 前項により相談の申し出を受け付けたときは、第10条に定める調査委員会の委員長は、次条の名簿に基づき、相談の申し出をした者(以下「相談者」という。)の希望も考慮して、担当相談員2人(うち少なくとも1人は相談者と同姓)を指名する。

(相談員)

第8条 会長は、相談員として次の者を指名し、その名簿を作成して、これを周知させるものとする。ただし、相談員のうち少なくとも半数は、第2号によるものとする。

(1) 会長・副会長の中から2人以上

(2) 両性の平等に関する委員会が推薦する本会の弁護士会員5人以上

- (3) 全弁護士会労働組合東京三会支部が指名する本会の職員3人以上
- 2 相談員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 相談員は、任期が終了した場合においても、担当案件が解決するまでは、その職務を行う。
- 4 会長は、相談員が欠けたとき又は相談員に事故があるときは、その指名により相談員を補充する。
- 5 会長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該相談員を解任し、代わりの相談員を補充することができる。
  - (1) 相談員としてふさわしくない言動があった者
  - (2) 相談員が当事者又は関係者である事案についての当該相談員
- 6 補充相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の任務)

第9条 担当相談員は、次の各号に定める任務を行う。

- (1) 苦情等の聴取
  - (2) 苦情等の内容の検討、分析及び調査
  - (3) 相談者、苦情の対象となった会員又は勤務者に対する助言、仲裁及びあっせん
- 2 担当相談員は苦情等の相談を受けたときは、適宜、その内容及び対応を会長及び次条に定める調査委員会の委員長に報告するものとする。
  - 3 担当相談員は、具体的措置の有無及び内容を、相談者に対して報告するものとする。

(調査委員会)

第10条 会長は、本会に、相談員全員で構成する調査委員会を置く。

- 2 調査委員会は、委員長を互選により選出する。
- 3 相談者は、相談員による相談、助言、仲裁及びあっせん等によっても解決できない問題については、調査委員会に調査を申し立てることができる。申立ては書面によるものとする。
- 4 調査委員会の委員長は、前項の申立てを受けたとき又は必要あるときは、調査委員会を招集する。
- 5 調査委員会の定足数は、全相談員の3分の2以上とする。
- 6 調査委員会の決議は、出席者の3分の2以上をもって行う。

(調査委員会の任務)

第11条 調査委員会は、苦情等の内容について調査を行う。

- 2 調査委員会は、会長に対し、申立てがあったときから6か月以内に、調査結果を報告し、とるべき対策について提案を行う。報告及び提案

は、書面によるものとする。

3 調査委員会は、具体的措置の有無及び内容を、相談者に対して報告するものとする。

(会長の任務)

第12条 会長は、前条第2項の報告に基づき、性別を理由としてする差別的取扱い等をしたと認められる会員に対し、速やかに、助言及び指導等適切な措置を講じなければならない。特に悪質と認められ、懲戒を必要と認めたときは、懲戒請求を行うものとする。

2 会長は、前条第2項の報告に基づき、性別を理由としてする差別的取扱い等をしたと認められる勤務者に対し、東京弁護士会職員就業規則に基づき、適切に対処する。

3 会長は、第9条第2項又は前条第2項の報告に基づき、性別を理由としてする差別的取扱い等をしたと認められなかった場合は、苦情の対象となった会員若しくは勤務者の申し出に応じ、又は必要と認められる場合に、当該会員又は勤務者にその旨適宜の方法により通知し、又は適切な措置を講じるものとする。

(相談員が留意すべき指針の策定)

第13条 会長は、苦情等の相談にあたって相談員が留意すべき事項に関する指針を作成し、相談員は、苦情相談への対応にあたっては、指針に沿って、これを行うものとする。

(秘密保持)

第14条 相談員は、懲戒手続等正当な理由がある場合のほか、苦情相談への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(記録の保管)

第15条 相談員は、次の各号に掲げる事項を書面で記録しなければならない。

- (1) 相談の内容
- (2) 事情聴取等の調査結果
- (3) 講じた具体的対策
- (4) 相談者への報告内容

2 調査委員会は、議事録を作成し、当該議事録のほか、次の各号に掲げる書面を編綴するものとする。

- (1) 相談者の調査申立書
- (2) 調査委員会の会長への報告書及び提案書

3 前2項の記録は、会長がこれを保管し、懲戒手続等のため必要がある場合を除き、何人も閲覧できないものとする。

(副会長の代行)

第16条 会長が当事者又は関係者である事案については、この規則に定める会長の権限は、副会長があらかじめ定めた順序によりこれを代行する。

(運営管理)

第17条 苦情相談制度の運営管理は、調査委員会が行う。

(細則)

第18条 この規則を実施するために必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

第1条 この規則は、平成11年10月7日から施行する。

附 則(平成14年1月15日改正)

第1条(改正)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月7日全部改正)

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成16年9月17日)から施行する。

附 則(平成21年9月7日改正)

題名、第1条から第7条まで及び第12条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成21年9月17日)から施行する。

附 則(平成25年2月12日改正)

第1条、第3条及び第7条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成25年2月14日)から施行する。